

第 2 回 富士見市文化芸術振興委員会議事録

日 時	令和 2 年 1 0 月 1 日 (木) 1 8 : 3 0 ~ 2 0 : 3 0						
会 場	富士見市役所 第 1 ・ 第 2 会議室						
出席者	吉川	水野	高野	上川	野村	小栗	菅野
	○	○	○	○	○	○	○
	秋元	肥田	関	小嶋	多田	氣賀澤	熊倉
	○	○	○	欠	○	○	○
	事務局：地域文化振興課 平課長、佐藤、高橋						
<p>< 第 2 回富士見市文化芸術振興委員会 ></p> <p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>(1) 富士見市文化振興基金の活用案について</p> <p style="padding-left: 20px;">【事務局より資料に基づき説明】</p> <p>(2) 質 疑</p> <p>委 員：新型コロナウイルス感染症の影響により、市内のアーティストは活動ができず収入を失うなど、大変困っている。文化芸術振興条例を持つ富士見市は文化振興基金を活用して支援すべきではないか。</p> <p>事務局：アーティストの定義が困難であることなどや公平性の観点から、アーティストへの経済的な支援は難しい。市としては、市民やアーティストが安心して活動できる、キラリふじみなどの施設提供を通じて、側面的な支援をしていきたいと考えている。</p> <p>委 員：奨励金や補助金の上限額は他自治体の事例等を参考にしたとの説明だが、なぜ他自治体と同じでなければいけないのか。富士見市独自のカラーを出すべきではないか。また、令和 3 年度に関しては新型コロナウイルス感染症の影響への対策をするべきではないか。</p> <p>事務局：そのような意見も踏まえて検討したい。</p> <p>委 員：中学校の吹奏楽祭へ支援をしてもらえるのはうれしい。人材育成にお金を使うことは無駄にならない。吹奏楽部の楽器購入や修理費用を支援できないか。</p>							

委員：学校現場では、各学校に配分された修繕費で楽器を修理することもあるが、校舎の階段など全ての生徒に関わるような修理を優先せざるを得ないこともある。吹奏楽部以外の活動もあり、楽器修理を優先することは難しい。
事務局：学校の予算と基金の使い道の線引きは必要と考える。

委員：短期的なイベントへの支援だけでなく、年間を通した取り組みなどへの支援はできないか。

事務局：「地域の文化芸術の振興を目的とした活動へ交付する補助金2」の申請でそのような提案があり、審査の結果、補助決定がされれば支援は可能ではないかと考えている。

委員：基金の活用は令和3年度からとのことだが、令和2年度後半から新型コロナウイルス感染症対策に活用することはできないか。

事務局：基金の活用には、事務的な準備や議会の議決を得ることなどが必要であるため、令和2年度中の活用開始は難しい。

委員：アーティストへの支援として、基金が活用できるまでの令和3年度前半について、キラリふじみの利用料を減額できないか。

事務局：条例改正などの手続きをすれば事務的には可能であるが、基金活用案とは分けて考えたい。

委員：市内で実施する事業への支援だけでなく、市外へ発信することにも基金を活用することを考えるべきではないか。

事務局：そのような事業へ活用する提案があれば、検討したい。

委員：「地域の文化芸術の振興を目的とした活動へ交付する補助金2」の「交付しないもの」に「コンクール、コンテスト」が含まれるのはなぜか。

事務局：補助金の趣旨として、広く市民の鑑賞や体験の場となるものを対象としたと考えていたためだが、参加資格が広く開かれたコンテストなども考えられるので改めて検討する。

委員：補助金交付決定の時期が、最大でも事業実施の半年程度前となっているが、キラリふじみの施設予約は1年前から可能である。施設予約をする時点では、補助金交付の可否はわからないということか。

事務局：スケジュール上は、その時点で交付決定はできないので、キラリふじみの施設予約と補助金申請は分けて考えていただきたい。

事務局：大会等への出場に対する奨励金の対象者は、「在住・在勤・在学」かつ「活動の拠点が市内であること」としている。これは、基金条例で「市の文化振興をはかる」としていることから規定したが、この考え方によると、市内在住で市外の高校に通い、部活動で関東大会以上に出場するケースでは、活動の拠点が市外の高校にあるため奨励金の対象とならない。この点について意見を伺いたい。

委員：活動拠点の規定は不要ではないか。

委員：条件は「市民であること」だけでよいのではないか。

委員：団体のみ活動拠点が市内にあることを条件としてはどうか。

事務局：いただいた意見を事務局で整理し、改めてお示ししたい。

事務局：補助金の申請手続きは、補助金の対象にできない期間が生じないように、4月から9月までの前期と10月から3月までの後期で分けて実施することを検討している。この点について意見を伺いたい。

委員：他の補助金の例では、年度の前半で実施する事業は補助金の対象外となるものもあるので、前期・後期で分けているのはよい。4月に実施したい事業がある場合などを考えると、交付決定時期をさらに早めてもらうとありがたい。

事務局：交付決定時期については検討する。補助金の申請手続きは前期と後期に分けることとしたい。

3 その他

事務局より事務連絡（次回開催は12月を予定している旨を説明。）

4 閉会